

督促状

税目・期別	
通知書番号	
本 税	
納 期 限	

◎ 延滞金の計算

納期限の翌日から納めた日までの日数により、税額に次の区分に応じた割合を乗じて算出します。

① 納期限の翌日から1か月間は、年7.3%

各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合をいう。）が年7.3%に満たない中においては、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（年7.3%が上限）

② 納期限の翌日の1か月後から納めた日までの期間は、年14.6%

各年の延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、延滞金特例基準割合に年7.3%を加算した割合（年7.3%が上限）

◎ 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を行います。

注 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示を記載する。

年 月 日

浜松市長

印